

生徒心得

1 遅刻・早退・欠席の防止について

- (1) 基本的生活習慣を整え、充実した学校生活が送れるように心がけてください。欠席は「3年間で10日以内に抑える」ことが、進学・就職に向けて望ましいです。
- (2) やむを得ず遅刻・早退・欠席をする場合は、必ず学校に連絡してください。
(潮来高校ホームページ 欠席連絡用フォームを利用)

2 登下校について

- (1) 授業開始時刻は午前8時40分ですが、余裕をもって安全に登校してください。
- (2) 下校時刻は午後5時（但し、11月～2月は午後4時30分）です。

3 交通安全について

- (1) 交通ルールを順守し事故の当事者にならないようにしてください。特に入学後、しばらくの期間は、慣れない道路を通学することになるので十分に注意してください。
- (2) 通学用自転車は普通自転車（長さ190cm以下、幅60cm以下）を利用してください。
- (3) 送迎車の学校敷地への乗り入れは、生徒の事故防止のため、原則禁止となっています。ただし、生徒が怪我等で歩行困難な場合や荒天時は十分に注意して乗り入れて下さい。
- (4) 道路交通法の一部改正により自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されました。学校でもヘルメット着用を推奨していきます。

4 原動機付自転車（バイク）の免許取得・運転について

- (1) 生徒の生命・身体を事故から守るという立場から、特別な場合を除きバイクの免許取得は原則禁止です。
- (2) 部活加入者で通学距離が6km以上ある者に限り1年生（3月）より許可します。詳しい条件等は担任に確認してください。

5 アルバイトについて

- (1) 1年生のアルバイト許可は1学期中間テストの成績が確定してからです。詳しい条件等は担任に確認してください。成績不振者は、学業専念のため許可が下りません。

6 交友関係について

- (1) 無断外泊、夜間外出、危険箇所や不健全な場所への出入りをしないでください。
- (2) 「茨城県青少年の健全育成条例」により高校生の深夜外出（午後11時～午前4時）は保護者同伴であっても禁止です。

7 学校いじめ基本方針について

- (1) 学校、家庭、地域住民、その他関係者と協力して、いじめの防止等に真剣に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。（いじめ基本方針は潮来高校 HP に掲載）

8 携帯・スマホの利用について

- (1) スマホ家庭のルールを必ず学校に提出してください（県内の公立高校すべて実施）。
- (2) 校内への持ち込みは許可しますが、授業中に使用した場合は預かり、放課後に返却します。ただし許可を得て、学習者用端末として授業中に利用することは認めます。
- (3) 個人情報や不適切な画像等の掲載は絶対にしないでください。また、他人を誹謗中傷するような書き込みがあった場合は、保護者の方に確認してもらい、削除してもらいます。
- (5) SNS（ツイッター、インスタグラム等）を公開している場合は、その内容を保護者の方が時折確認して下さい。不適切な画像の掲載が社会問題になっています。
- (6) 歩行中、自転車運転中は絶対に使用しないでください（道路交通法で禁止されています）。

制服規定

冬服	通学服① ブレザー、スラックス、シャツ、ネクタイ	通学服② ブレザー、スカート、シャツ、リボン
	備考 ・スカート丈は、膝頭が隠れる程度（許容範囲は、膝頭中央部から上下5cm）。 ・指定のカーディガン、ベスト着用可。 ・ストッキング着用の場合 無地単色（黒・肌色）。 ・防寒着（コート類：黒・紺・茶・白・グレー ファッション性の高くないもの）。 ・部活動等で使用しているウィンドブレーカー着用可。 ※上記以外の防寒着を着用したい場合は必ず許可を得ること。	
夏服	通学服① スラックス、シャツ、ポロシャツ、ネクタイ	通学服② スカート、シャツ、ポロシャツ、リボン
	備考 ・指定のブレザー、カーディガン、ベスト着用可。 ・シャツを着用の際はウエストインすること。	
靴等	通学靴 … 黒・茶の革靴または運動靴（ファッション性の高くないもの） 靴 下 … 白・黒・紺 上履き … 学校指定 体育着 … 学校指定	
携行品等	1 通学用バッグは教科書等が入り、チャック等で口の締まるもの。 2 化粧品、装飾品、危険物等、勉学に不必要な物品は持ち込まない。 3 マフラー類、手袋、コート類は、原則室内で着用することはできない。 4 指示された場においてはネクタイ、リボン、ハイソックス等を着用する。 5 やむを得ず異装する場合は、異装願を提出して許可を受ける。 6 譲り受けた制服がある場合は点検を受けて許可を得てから着用する。	

頭髪規定

1 着色、脱色等で髪の色を変えてはいけない。 2 極端な刈り上げ等、変則的な髪型は禁止する。 3 パーマやヘアーアイロン等でファッション性のある髪型は禁止する。 4 エクステ等の付け毛は禁止する。 5 常に高校生としてふさわしい落ち着いた髪型（面接試験等で好印象を与える）とする。 ※ 規定違反は速やかに改善すること。
--

アルバイトに関する規定

- 1 アルバイトは許可制とする。アルバイトを希望する生徒・保護者は、その旨を担任に申し出る事。担任は学業成績、出席状況等を確認し、学年で審議してアルバイト許可の可否を伝える。
- 2 許可条件
 - 1 学年の1学期中間考査成績確定後から申請することができる。
 - 以下の事項に該当する場合は、許可することは出来ない。
 - (1) 午後9時以降も就業すること
 - (2) 早朝勤務に就くこと
 - (3) 酒類を中心として営業している飲食業
 - (4) 極めて危険な仕事内容の場合
- 3 手続き
 - (1) 学年で承認された後、勤務先・勤務条件等を記した「アルバイト許可申請書」を、担任通じ生徒指導部へ提出する。
 - (2) 生徒指導部は、アルバイト先へ、アルバイトに関する要請書を送付する。

(留意事項)

- ① 勉強が最優先であることを常に意識するとともに、潮来高校生としての本分を忘れないこと。
- ② アルバイト先が変わった場合は必ず報告する。
- ③ アルバイトが理由となる欠席、遅刻、早退は認めない。
- ④ 学校生活（生活面、学習面）が怠惰になった場合には許可を取消す。
生活面……服装、頭髮、清掃当番、遅刻、早退、欠席等
学習面……成績、授業態度等
- ⑤ 定期考査の1週間前から考査終了までの期間は、アルバイトは中止とする。

原動機付自転車免許取得に関する規定

- 1 【許可条件】 原動機付自転車免許取得許可（以後、原免取得許可）を受けられるのは、以下の各項を踏まえ学校長が許可した場合に限る。ただし、学年会議及び生徒指導部会議を経なければならない。
 - (1) 通学距離が6Km以上である場合
 - (2) 部活動等で週に5日以上帰宅が遅くなる場合
 - (3) 原動機付自転車（以下原付）を使用することによって、諸々の危険が軽減されると判断される場合
 - (4) 原免取得許可を受けられるのは、第1学年の3月1日以降
- 2 【購入】 生徒指導部は原免取得許可生徒及び保護者に対し、原付購入日等の説明を行う。
- 3 【受検】 受検は学校に通うべき日以外でなければならない。
- 4 【提出書類】 免許を取得した者は、保護者同伴の下で、次の書類を提出し、交通安全に関する諸注意を受けること。
 - (1) 「原動機付自転車通学申請書」
 - (2) 「交通安全誓約書」
 - (3) 「免許証の写し」
 - (4) 「自賠責保険の写し」
- 5 【ステッカー】 被許可者はその車体の一部で容易に確認できる箇所に、本校所定のステッカーを貼付し、その番号を生徒指導部交通係に報告しなければならない。
- 6 【使用範囲】 原付は、許可された区間、日時及び目的にのみ使用することができる。これに違反した者は、相応する期間だけ使用の禁止、または許可の取り消しとする。
- 7 【原付講習】 原付通学許可者は、生徒指導部が主催する講習を受講しなければならない。
- 8 【使用の中止】 次の各項のいずれかに該当する者には、相応する期間だけ原付の使用を禁止、または許可の取り消しとする。
 - (1) 原付の使用が許可項目と合致しなくなった場合
 - (2) 原付講習の未受講者
 - (3) 指導部交通または生活内規の違反者

自転車通学に関する規定

- 1 【許可条件】 次の各項の全てを充足していない者は、自転車による通学を許可しない。
 - (1) 普通自転車であること（長さ190cm以下、幅60cm以下）
 - (2) 自転車ステッカーの貼付
 - (3) 自転車点検を受ける
- 2 【ステッカー】 通学に使用する自転車の車体の一部で容易に確認できる箇所に、本校所定のステッカーを貼付し、その番号を生徒指導部交通係に報告しなければならない。
- 3 【自転車点検】 通学者は、年度毎に自転車点検を受けなければならない。
- 4 【駐輪場】 通学者は、駐輪場内の指定された場所に駐輪しなければならない。

普通自動車免許取得に関する規定

- 1 【許可条件】 四輪免許を取得するためには、以下の各項を踏まえ学校長が許可した場合に限る。ただし、学年会議及び生徒指導部会議を経なければならない。
 - (1) 自動車免許取得説明会に参加
 - (2) 運転免許取得許可願の提出
- 2 【入所時期】 入所時期は、第2学期中間考査最終日以降とする。
- 3 【教習日時】 教習が可能である日時は、次の通りとする。
 - (1) 放課後
 - (2) 冬季休業
 - (3) 自宅学習期間
 - (4) 休業日
- 4 【禁止期間】 定期考査一週間前から考査の最終時限までとする。
- 5 【取得許可の延期】 取得許可を受ける前に教習所に入所した場合。
- 6 【教習の停止】 普通自動車免許取得許可が下りた後に、次の各項のいずれかに該当する者は、相応する期間だけ教習所への通所を停止する。
 - (1) 考査期間などの禁止期間に、無許可で教習を行った。
 - (2) 成績不振により補講や追考査がある。
- 7 【許可】 生徒指導部交通係は、許可願に記載されている入所日が正当であると認めた場合、入所日の前日までに許可しなければならない。
- 8 【修了検定】 修了検定を授業日に受検しようとする者は、「修了検定受検許可願」を担任に提出し、許可を得なければならない。
- 9 【仮免許試験】 仮免許試験を授業日に受検しようとする者は、「仮免許試験許可願」を担任に提出し、許可を得なければならない。
- 10 【卒業検定】 卒業検定の受検は授業日以外とする。
- 11 【学科試験】 本試験（学科）の受験は授業日以外とする。
- 12 【取得報告】 免許を取得した者は、速やかに担任に報告しなければならない。
- 13 【免許の保管】 免許証は保護者の下で管理しなければならない。また、免許取得後も在学中は運転してはならない。